# 政策評価審議会関係法令

# ◎行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄)

(政策評価の在り方)

- 第三条 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果(当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。)を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。
- 2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。
  - 一 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握すること。
  - 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。
- 第五条 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 政策評価の実施に関する基本的な方針
  - 二 政策評価の観点に関する基本的な事項
  - 三 政策効果の把握に関する基本的な事項
  - 四 事前評価(政策を決定する前に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項
  - 五 事後評価(政策を決定した後に行う政策評価をいう。以下同じ。)の実施に関する基本的な事項
  - 六 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項
  - 七 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項
  - 八 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項
  - 九 その他政策評価の実施に関する重要事項
- 3 基本方針においては、前項に掲げる事項のほか、第二十条から第二十二条までの 規定に基づき実施し、又は実施しようとしている措置その他政策評価を円滑かつ着 実に実施するために必要な措置に関する事項を定めるものとする。
- 4 <u>総務大臣は、審議会等</u>(国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第八条 に規定する機関をいう。) <u>で政令で定めるものの意見を聴いて、基本方針の案を</u>作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針 を公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(総務省が行う政策の評価)

- 第十二条 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府 全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二 以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から 評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評 価を行うものとする。
- 2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて 政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応 するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該 行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があ った場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、 当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための 評価を行うものとする。
- 3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握 し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じ て必要な観点から、行うものとする。

(評価及び監視との連携の確保)

- 第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による評価に際し、これと 総務省設置法第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するよう に努めなければならない。
- ◎行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成 13 年政令第 323 号)(抄) (法第五条第四項の審議会等で政令で定めるもの)
- 第一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律(以下「法」という。)第五条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の審議会等で政令で定めるものは、 政策評価審議会とする。

#### ◎総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)(抄)

(所掌事務)

- 第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一~十五 (略)
  - 十六 政策評価(国家行政組織法第二条第二項及び内閣府設置法(平成十一年法律 第八十九号)第五条第二項の規定による評価をいう。以下この号及び次号におい て同じ。)に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省の 事務の総括に関すること。
  - 十七 各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価 の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。
  - 十八 各行政機関の業務の実施状況の評価(当該行政機関の政策についての評価を 除く。)及び監視を行うこと。
  - 十九~九十九 (略)

# ◎総務省組織令(平成 12 年政令第 246 号)(抄)

(設置)

第百二十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を 置く。

恩給審査会

政策評価審議会

情報通信審議会

情報通信行政·郵政行政審議会

# (政策評価審議会)

- 第百二十三条 政策評価審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 総務大臣の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議すること。
    - イ 政策評価に関する基本的事項
    - ロ 各府省の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観 的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項
    - ハ 各行政機関の業務の実施状況の評価(当該行政機関の政策についての評価を 除く。)及び監視に関する重要事項
  - 二 前号イからハまでに掲げる事項に関し、総務大臣に意見を述べること。
  - 三 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の規定 に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか政策評価審議会に関し必要な事項については、政策評価 審議会令(平成十二年政令第二百七十号)の定めるところによる。

# ◎政策評価審議会令(平成12年政令第270号)

(組織)

- 第一条 政策評価審議会(以下「審議会」という。)は、委員七人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置く ことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任 命する。

(委員の任期等)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期 間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したと きは、解任されるものとする。

- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

- 第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじ め指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

- 第六条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、 会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過 半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行 政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること ができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務省行政評価局企画課において処理する。

(審議会の運営)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な 事項は、会長が審議会に諮って定める。